

令和3年 第1回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年1月12日(火)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年1月12日(火)午前9時30分～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	16番	眞崎	純孝

4. 欠席委員 (1名)

17番 藤村 隆清

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出

について

- (2) 農地の転用事実に関する回答書について
- (3) 農業委員会法改正5年後調査の回答について
- (4) 令和3年度一般会計当初予算(農業委員会費)要求について

2. 議事

- (1) 議案第1号
農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号
農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- (4) その他

議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時30分)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に1番佐藤和委員、2番佐藤孝典委員を指名します。会議書記は伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時32分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

榎尾補佐 《農地の転用事実に関する回答書について》

《農業委員会法改正5年後調査の回答について》

嶋村局長 《令和3年度一般会計当初予算(農業委員会費)の要求について》

議長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

榎尾補佐 議案第1号につきましては、所有権移転の贈与案件が2件、使用収益権の設定が1件、使用貸借権が1件、合計4件となります。それでは整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 榎尾健
主事 伊藤大地

7. 書記

主事 伊藤大地

8. 議事録署名員

1番 佐藤和 2番 佐藤孝典

9. 会議の概要

職務代理 本日、会長は病欠となっておりますので、当職が議事進行を行います。
議事進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。
これより第1回仙北市農業委員会総会を開催致します。

檜尾補佐 積〇〇㎡となります。3条無償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由につきましては、別世帯の孫への贈与となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由につきましては、別世帯の孫への贈与となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿原野・田、現況田、田〇〇筆〇〇㎡となります。3条使用収益権の案件となります。使用収益権を設定する者は公益社団法人秋田県農業公社、使用収益権を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。こちらにつきましては、公社農地売買等事業分割型で〇〇年間の契約となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。3条使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は高齢化による経営縮小、経営規模の拡大となります。大変申し訳ありませんが、備考欄に契約期間〇〇年間と記載して頂きますようお願い致します。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願い致します。整理番号1番につきましては、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《整理番号1番について現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、1番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《整理番号2番について現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎 《整理番号3番について現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《整理番号4番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することと決定致します。(9時45分)

議長 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第2号整理番号1番につきまして、内容の説明を致します。

農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。5条所有権移転の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。転用目的は商業サービスによる貸事務所となります。転用理由は、周辺地域において貸事務所が不足しており、利便のよい申請地へ事務所等の建築を行うとのことです。なお、備考欄に記載しておりますが、申請地は令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで仙北農業振興地域整備計画書から除外が済んでおります。申請地は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、農地区分は第1種農地と事務局は判断しております。また 許可基準につきましては、施行規則第33条第4

檜尾補佐 号の居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当しており、敷地面積も500㎡以下であることから事務局では許可相当であると判断しております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を3番草薙委員よりお願いします。

3番草薙 《整理番号1番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることに決定します。(9時55分)

議長 次に議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退室をお願いします。

《4番鈴木委員》(9時55分)

議長 それでは議案第3号整理番号5番を上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは整理番号5番の内容説明を致します。農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。11番青柳委員より現地確認報告をお願いします。

11番青柳 《整理番号5番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第3号整理番号4番について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第3号整理番号4番については、このとおり策定することに決定します。(10時2分)

《4番鈴木委員 復席》(10時2分)

議長 次に議案第3号整理番号4番を除き一括上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは整理番号4番を除き内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は○○、譲受人は合同会社○○ 代表取締役 ○○です。利用目的は田、10アール当たり○○円、総額○○円となります。こちらにつきましては、以前農地専門委員会で報告致しました案件となります。詳細は、申請地は田沢湖畔の農地であり、護岸のため農地法制定以前の昭和10年代に○○の前身会社が農地を購入し、その元所有者へ永小作権の設定を行っていたとのことです。その後の護岸工事などにより崩落の危険が減少したことから、農地の処分を検討していたとのことです。譲受人の○○につきましては、今後この地区でそばの作付けを行っていくとのことです。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田

伊藤主事 ○○筆、合計面積○○㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖○○地区の○○さん、譲受人は田沢湖○○地区の○○さんです。利用目的は田、10アール当たり○○円、総額○○円となります。こちらにつきましては自己資金での売買となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。備考欄に記載しておりますが、当該地は現在圃場整備事業の農地となっており、賃借料につきましては、一時利用指定面積○○㎡を元に計算しております。

整理番号4号、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は田沢湖○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年○○ヶ月、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は整理番号6番と同じく○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

伊藤主事 整理番号8番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町○○地区の共有地代表者・相続人代表者○○、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。備考欄に記載しておりますが、登記名義人が持分を○○／○○づつもっており、相続人代表者ということでの契約になります。また○○○○地区の農地○○筆につきましては、双方の話し合いにより使用貸借となっております。

整理番号10番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号11番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規賃貸借の案件となります。賃貸人は○○県○○市の○○さん、賃借人は田沢湖○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

伊藤主事 大変申し訳ありませんが、備考欄に円滑化事業からの切替と記載をお願い致します。

整理番号13番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃他借の案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらにつきましても、円滑化事業化の切替となります。

整理番号14番から22番につきましては、再設定の案件となります。備考欄に前回設定内容を記載しておりますので、ご確認をお願いします。内容の説明につきましては以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《整理番号1番について現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《整理番号2番について現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《整理番号3番について現地確認報告》

議長 整理番号4番については、1番佐藤和委員よりお願いします。

1番佐藤 《整理番号4番について現地確認報告》

議長 整理番号6番から10番については、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《整理番号6番から10番について現地確認報告》

議長 整理番号11番については、8番小田嶋委員よりお願いします。

8番小田嶋 《整理番号11番について現地確認報告》

議長 整理番号11番・12番については、JA円滑化事業からの切替案件です。

議長 整理番号14番から22番については再設定案件ですので、現地確認報告は省略致します。

現地確認報告が終わりましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号5番及び18番を除いて、適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、適正と認めることに決定致します。

(10時25分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

嶋村局長 協議事項(1)令和3年度農業委員会総会及び農用地利用調整会議の日程について

連絡事項

(1)今後の日程

1月25日(月)農用地利用調整会議 9時30分～

角館庁舎1階「101、102会議室」

2月5日(金)第2回農業委員会総会 9時30分～

角館庁舎1階「101、102会議室」

合同会議(総会終了後)10時30分予定

角館庁舎1階「101、102会議室」

議長　　これで令和3年第1回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様
でした。(10時29分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和3年1月12日

議長 _____

署名員 1番 _____

署名員 2番 _____